特殊消防用設備等の基本性能評価手数料規則

［平成24年8月9日
消安セ規程第22号］

改正　平成25年4月1日消安セ規程第1号

特殊消防用設備等の基本性能評価規程（平成24年消安セ規程第21号）第3条第5項及び第5条第2項に規定する評価等に係る手数料は、次のように定める。

第１条　特殊消防用設備等の基本性能評価に係る手数料は、基本性能評価手数料、変更評価手数料及び基本性能検証試験手数料とする。

第２条　基本性能評価手数料の額は、100万円（消費税別）とする。ただし、評価の内容等から、上記の手数料により難い場合は、上記の手数料の範囲内において実費を勘案してその都度一般財団法人日本消防設備安全センター理事長（以下「理事長」という。）が定める額とする。

２　変更評価手数料の額は、前項で定める手数料の範囲内において実費を勘案して、その都度理事長が定める額とする。

３　基本性能検証試験手数料の額は、必要とする試験の内容等から、実費を勘案して、その都度理事長が定める額とする。

第３条　手数料の納付は、銀行口座への振込により行うものとする。
なお、振込手数料は、申請者の負担とする。

２　前項の銀行口座は、下記とする。

金融機関	みずほ銀行　虎ノ門支店
預金種目	普通預金
口座番号	１７９８７８０
口座名義人	一般財団法人日本消防設備安全センター

附　則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。